

第1章 会議

第1節 総則

(参集)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(一部改正〔令和4年議会規則1号〕)

(欠席の届出)

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。

2 前項の届出があつたときは、議長は、その事由を会議に報告しなければならない。

3 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間(多胎妊娠の場合にあつては、10週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(一部改正〔平成27年議会規則1号・令和3年1号〕)

(議席)

第3条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議にはかつて議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(一部改正〔平成4年市議会規則1号〕)

(会期)

第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第7条 議会の開閉は議長が宣告する。

(会議時間)

第8条 会議時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(一部改正〔昭和56年市議会規則2号〕)

(休会)

第9条 相模原市の休日を定める条例(平成元年相模原市条例第4号)第1条第1項に規定する相模原市の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条第1項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(一部改正〔平成元年市議会規則1号〕)

(会議の開閉)

第10条 開議、散会、延会、中止または休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前または散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、または議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩または延会を宣告する。

(出席催告)

第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員または議員の住所に、文書または口頭をもって行なう。

第2節 議案および動議

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、当該委員会の委員長が議長に提出しなければならない。

3 議長は、議案を受理したときは、これを各議員に配布しなければならない。ただし、真にやむを得ない場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成19年市議会規則1号・令和4年1号〕)

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中(臨時会に限る。)又は同一会議期間中は再び提出することができない。

(一部改正〔平成25年議会規則2号〕)

(動議成立の要件)

第15条 動議は、法またはこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(先決動議の表決順序)

第17条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。この場合において、委員会の請求については、当該委員会の承認を得て当該委員会の委員長が行うものとする。

(一部改正〔平成19年市議会規則1号〕)

第3節 議事日程

(日程の作成および配布)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件およびその順序等を記載した議事日程を定め、議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更および追加)

第20条 議長が必要があると認めるときまたは議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、または他の事件を追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第21条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、またはその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了および延会)

第22条 議事日程に記載した事件の議事を終わつたときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるときまたは議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかつて延会することができる。

第4節 選挙

(選挙の宣告)

第23条 議会において選挙を行なうときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第24条 選挙を行なう際議場にいない議員は、選挙に加わることはできない。

(議場の出入口閉鎖)

第25条 投票による選挙を行なうときは、議長は、第23条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布および投票箱の点検)

第26条 投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第27条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第28条 議長は、投票が終わつたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は投票することができない。

(開票および投票の効力)

第29条 議長は、開票を宣告した後、3人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第30条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第31条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5節 議事

(議題の宣告)

第32条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第33条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(議案等の朗読)

第34条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第35条 会議に付する事件は、会議において提出者(請願については紹介議員)の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会の所管に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が提出した議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に付託することができる。

3 第1項の提出者の説明及び同項の規定による委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮つて省略することができる。

(一部改正〔平成4年市議会規則1号・19年1号〕)

(付託事件を議題とする時期)

第36条 委員会に付託した事件は、その審査または調査の終了をまつて議題とする。

(委員長の報告および少数意見者の報告)

第37条 委員会が審査または調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過および結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2つ以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。

4 委員長の報告および少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第38条 委員長の報告および少数意見者の報告が終わつたときまたは委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第39条 議員は、委員長および少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件または修正案の提出者および説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(討論および表決)

第40条 議長は、前条の質疑が終わつたときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査または調査の期限)

第41条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査または調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査または調査を終わらなかつたときは、その事件は、第36条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第42条 議会は、委員会の審査または調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査または調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(再付託)

第43条 委員会の審査または調査を経て報告された事件について、なお審査または調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会または他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第44条 延会、中止または休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第45条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人および議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第46条 秘密会の議事の記録は公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第7節 発言

(発言の許可等)

第47条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の通告および順序)

第48条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行および一身上の弁明等についてはこの限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対または賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき、または発言の順位に当たつても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第49条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わつた後でなければ発言を求めることができない。

2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、挙手して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を得なければならない。

3 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名する。

(一部改正〔平成19年市議会規則2号〕)

(討論の方法)

第50条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第51条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わつた後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第52条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲を越えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たつては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第53条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第54条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(議事進行に関する発言)

第55条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるものまたは直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言が、その趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第56条 延会、中止または休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑または討論の終結)

第57条 質疑または討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑または討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑または討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑または討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(選挙および表決時の発言制限)

第58条 選挙および表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙および表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第59条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第60条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第61条 質問については、第53条(質疑の回数)および第57条(質疑または討論の終結)の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第62条 発言した議員は、その会期中(臨時会に限る。)又はその会議期間中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(一部改正〔平成25年議会規則2号〕)

(答弁書の配布)

第63条 市長その他の関係機関が、質疑および質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布にかえることができる。

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第64条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第65条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第66条 表決には、条件を付けることができない。

(起立又は挙手による表決)

第67条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立又は挙手をした者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立若しくは挙手をした者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(一部改正〔平成19年市議会規則2号〕)

(投票による表決)

第68条 議長が必要があると認めるとき、または出席議員3人以上から要求があるときは、記名または無記名の投票で表決をとる。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第69条 記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第70条 無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第71条 記名投票または無記名投票を行なう場合には、第25条(議場の出入口閉鎖)、第26条(投票用紙の配布および投票箱の点検)、第27条(投票)、第28条(投票の終了)、第29条(開票および投票の効力)、第30条(選挙結果の報

告)第1項および第31条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第72条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第73条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立又は挙手の方法で表決をとらなければならない。

(一部改正〔平成19年市議会規則2号〕)

(表決の順序)

第74条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について異議があるときは、議長は、討論を用い

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 公聴会及び参考人

(追加〔平成25年議会規則1号〕)

(公聴会開催の手続)

第75条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(追加〔平成25年議会規則1号〕)

(意見を述べようとする者の申出)

第76条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(追加〔平成25年議会規則1号〕)

(公述人の決定)

第77条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(追加〔平成25年議会規則1号〕)

(公述人の発言)

第78条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(追加〔平成25年議会規則1号〕)

(議員と公述人の質疑)

第79条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(追加〔平成25年議会規則1号〕)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第80条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(追加〔平成25年議会規則1号〕)

(参考人)

第81条 議会において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第78条(公述人の発言)、第79条(議員と公述人の質疑)及び第80条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(追加〔平成25年議会規則1号〕)

第10節 会議録

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(会議録の記載事項)

第82条 会議録に記載する事項は、次の通りとする。

(1) 開会および閉会に関する事項ならびにその年月日時

(2) 開議、散会、延会、中止および休憩の日時

(3) 出席および欠席議員の議席番号および氏名

- (4) 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動ならびに議席の指定および変更
- (9) 会議に付した事件
- (10) 議案の提出、撤回および訂正に関する事項
- (11) 選挙の経過
- (12) 議事の経過
- (13) 記名投票における賛否の氏名
- (14) その他議長または議会において必要と認めた事項

2 議事は、速記法によつて速記する。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(会議録の写しの提供)

第83条 会議録は、その写しを印刷又は電磁的記録によつて作成し、議員及び関係者に提供する。

(全部改正〔平成19年議会規則1号〕、一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(会議録の写しに掲載しない事項)

第84条 前条に規定する会議録の写しには、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第62条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(一部改正〔平成19年議会規則1号・25年1号〕)

(会議録署名議員)

第85条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

第2章 委員会

第1節 総則

(議長への通知)

第86条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(欠席の届出)

第87条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間(多胎妊娠の場合にあつては、10週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(一部改正〔平成25年議会規則1号・27年1号・令和3年1号〕)

(会議中の委員会の禁止)

第88条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(会議の開閉)

第89条 開議、散会、中止または休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前または散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(定足数に関する措置)

第90条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席を制止し、または会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至つたときは、委員長は、休憩または散会を宣告する。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(出席委員に関する措置)

第90条の2 この章における出席委員には、相模原市議会委員会条例(平成4年相模原市条例第1号。以下「条例」という。)第14条の2第2項の規定によりあらかじめ委員長に届け出て、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)により委員会に出席している委員を含む。

(追加〔令和5年議会規則1号〕)

第2節 審査

(議題の宣告)

第91条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(一括議題)

第92条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(審査順序)

第93条 委員会における事件の審査は、提出者の説明および委員の質疑の後、修正案の説明およびこれに対する質疑、討論、表決の順序によつて行なうを例とする。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(先決動議の表決順序)

第94条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(動議の撤回)

第95条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(委員の議案修正)

第96条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(分科会または小委員会)

第97条 委員会は、審査または調査のため必要があると認めるときは、分科会または小委員会を設けることができる。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(連合審査会)

第98条 委員会は、審査または調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(証人出頭または記録提出の要求)

第99条 委員会は法第100条第1項の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭または記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(所管事務等の調査)

第100条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法、期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・19年1号・25年1号〕)

(委員の派遣)

第101条 委員会は、審査または調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的および経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(議事の継続)

第102条 会議が中止または休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(閉会中の継続審査)

第103条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号〕)

(少数意見の留保)

第104条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(委員会報告書)

第105条 委員会は、事件の審査または調査を終わつたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

第3節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第106条 秘密会を開く議決があつたときは、委員長は、傍聴人および委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(秘密の保持)

第107条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

第4節 発言

(発言の許可)

第108条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(委員の発言)

第109条 委員は、議題について自由に質疑し、および意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を定めたときは、この限りでない。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(発言内容の制限)

第110条 発言はすべて、簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲を越えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(委員外議員の発言)

第111条 委員会は、審査または調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明または意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があつたときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、オンラインによる方法を活用した委員会であるときは、委員でない議員は、あらかじめ委員長に届け出て、オンラインによる方法により当該委員会に出席することができる。

(一部改正〔平成25年議会規則1号・令和5年1号〕)

(委員長の発言)

第112条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わつた後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(発言時間の制限)

第113条 委員長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて発言時間を制限することができる。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(発言の継続)

第114条 会議の中止または休憩のため発言が終わらなかつた委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(質疑または討論の終結)

第115条 質疑または討論が終わつたときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑または討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑または討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑または討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(選挙および表決時の発言制限)

第116条 選挙および表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙および表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(発言の取消しまたは訂正)

第117条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消しまたは委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

第5節 委員長および副委員長の互選

(互選の方法)

第118条 委員長および副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行なう。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで決める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

4 第1項の投票を行なう場合には、委員長の職務を行なっている者も、投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて、当選人と定めるべきかどうかを委員会にはかり委員の全員の同意があつた者をもつて、当選人とする。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(選挙規定の準用)

第119条 前条に定めるもののほか、委員長および副委員長の互選の方法については第1章第4節の規定を準用する。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第120条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(不在委員)

第121条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、オンラインによる方法を活用した委員会にあっては、あらかじめ委員長に届け出て、オンラインによる方法により出席している委員は、この限りでない。

(一部改正〔平成25年議会規則1号・令和5年1号〕)

(条件の禁止)

第122条 表決には、条件を付けることができない。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(起立又は挙手による表決)

第123条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立又は挙手をした者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立若しくは挙手をした者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(一部改正〔平成19年議会規則2号・25年1号〕)

(投票による表決)

第124条 委員長が必要があると認めるとき、または出席委員から要求があるときは、記名または無記名の投票で表決をとる。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(記名投票)

第125条 記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(無記名投票)

第126条 無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(選挙規定の準用)

第127条 記名投票、または無記名投票を行なう場合には、第26条(投票用紙の配布および投票箱の点検)、第27条(投票)、第28条(投票の終了)、第29条(開票および投票の効力)、および第30条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(表決の訂正)

第128条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

(簡易表決)

第129条 委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決をとらなければならない。

(一部改正〔平成19年議会規則2号・25年1号〕)

(表決の順序)

第130条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第131条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、かつ、請願者が署名し、又は記名押印しなければならない。

2 請願者が法人の場合における請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の所在地及び名称を記載し、かつ、その代表者が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名し、又は記名押印しなければならない。

4 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(一部改正〔昭和49年議会規則1号・平成4年1号・25年1号・令和3年1号〕)

(請願文書表の作成及び配布)

第132条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名(法人の場合にあつては、法人の所在地、名称及び代表者名)、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。

4 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号・令和3年1号〕)

(紹介議員の委員会出席等)

第133条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があつたときは、これに応じなければならない。

3 委員会は、第1項の説明を聴いた場合において、更に必要があると認めるときは、請願者の意見を聴くことができる。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号・26年1号〕)

(請願の審査報告)

第134条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるものならびにその処理の経過および結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号〕)

(請願の送付ならびに処理の経過および結果報告の請求等)

第135条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過および結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

2 議長は、請願審査の結果を請願者に通知する。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号〕)

(陳情書の処理)

第136条 議長は、陳情書またはこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号〕)

第4章 辞職および資格の決定

(議長および副議長の辞職)

第137条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

- 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつてその許否を決定する。
- 3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。
- (一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号〕)

(議員の辞職)

第138条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

- 2 前条第2項および第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号〕)

(資格決定の要求)

第139条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無または法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号〕)

(資格決定の審査)

第140条 前条の要求については、議会は、第35条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・19年1号・25年1号〕)

(決定書の交付)

第141条 議会が議員の被選挙権の有無または法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員および決定を求められた議員に交付しなければならない。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号〕)

第5章 規律

(品位の尊重)

第142条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号〕)

(携帯品)

第143条 議場または委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、または携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号〕)

(議事妨害の禁止)

第144条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号〕)

(離席)

第145条 議員は、会議中は、みだりに議席を離れてはならない。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号〕)

(禁煙)

第146条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号〕)

(新聞等の閲読禁止)

第147条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞または書籍の類を閲読してはならない。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号〕)

(資料等の配布許可)

第148条 議場又は委員会の会議室において、資料、文書等を配布するときは、議長又は委員長長の許可を得なければならない。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号・令和4年1号〕)

(許可のない登壇の禁止)

第149条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号〕)

(議長の秩序保持権)

第150条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて定める。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号〕)

第6章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第151条 懲罰の動議は、文書をもつて法第133条および第137条に規定する場合を除き所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第46条(秘密の保持)第2項または第107条(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号〕)

(懲罰動議の審査)

第152条 懲罰の動議が提出されたときは、議長はすみやかに会議に付し、討論を用いないで会議にはかつて委員会に付託するかどうかを決めなければならない。

2 前項の規定により、委員会に付託しないと議決したときは、懲罰の動議は、否決されたものとみなす。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号〕)

(戒告または陳謝の方法)

第153条 戒告または陳謝は、議会の定める戒告文または陳謝文によつて行なうものとする。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号〕)

(出席停止の期間)

第154条 出席停止は、7日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事件が併発した場合または既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号〕)

(出席停止期間中出席したときの措置)

第155条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議または委員会に出席したときは、議長または委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号〕)

(懲罰の宣告)

第156条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・25年1号〕)

第7章 協議又は調整を行うための場

(追加〔平成22年市議会規則1号〕)

(協議又は調整を行うための場)

第157条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

(追加〔平成22年議会規則1号〕、一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

第8章 議員の派遣

(追加〔平成14年市議会規則1号〕、一部改正〔平成22年市議会規則1号〕)

(議員の派遣)

第158条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間、その他必要な事項を明らかにしなければならない。

(追加〔平成14年議会規則1号〕、一部改正〔平成20年議会規則1号・22年1号・25年1号〕)

第9章 補則

(一部改正〔平成14年市議会規則1号・22年1号〕)

(会議規則の疑義に対する措置)

第159条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、異議があるときは、会議に諮つて決定する。

(一部改正〔平成4年議会規則1号・14年1号・22年1号・25年1号〕)

附 則

1 この規則は、昭和42年10月15日から施行する。

2 相模原市議会会議規則(昭和38年3月4日議会規則第1号)は、廃止する。

附 則(昭和49年7月1日市議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年7月1日市議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年9月30日市議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月17日市議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年5月22日市議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月9日市議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年8月24日市議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年8月26日市議会規則第1号)

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則(平成22年12月22日市議会規則第1号)

この規則は、平成22年12月23日から施行する。

附 則(平成25年2月20日議会規則第1号)

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成25年12月24日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年8月26日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年8月26日議会規則第1号)
(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年8月25日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年5月23日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月20日議会規則第1号)

この規則は、令和5年4月30日以後初めて会議が開かれる日から施行する。

別表(第157条関係)

(追加〔平成22年議会規則1号〕、一部改正〔平成25年議会規則1号〕)

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
全員協議会	市政等に関する重要案件の協議	全議員	議長